

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し教育財産使用許可申請予定者を決定する手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和 7 年（2025 年）11 月 28 日

北海道追分高等学校長 庄 司 健 浩

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

- (1) 目的 北海道追分高等学校売店出店者の公募
- (2) 内容 売店の設置及び運営
- (3) 使用許可期間（出店期間） 令和 8 年(2026 年) 4 月 1 日から令和 9 年(2027 年) 3 月 31 日まで
ただし、今回の公募により選定された出店予定者が令和 9 年度（2027 年度）以降の教育財産使用許可申請を行い、許可の要件を満たしている場合は、令和 13 年（2031 年）3 月 31 日まで使用許可期間を更新することができる。
- (4) 設置場所 勇払郡安平町追分本町 7 丁目 8 番地 北海道追分高等学校 1 階

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
ア 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ）
イ 本店が所在する都道府県の事業税（道税の納税義務がある者を除く。）
ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 道内に本店、支店又は営業所を有していること
- (8) 令和 7 年（2025 年）11 月 1 日現在、道内で小売業の経営を行っていること。

3 参加資格の審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2 に掲げる資格を有するかどうか参加表明書を提出し審査を受けなければならない。
ア 受付期限 令和 7 年(2025 年)12 月 12 日午後 4 時まで
イ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）とする。持参する場合は、次の提出場所に持参すること。郵送する場合は、受付期間の終了日の受付時間まで必着とする。
ウ 提出場所 〒059-1911 勇払郡安平町追分本町 7 丁目 8 番地 北海道追分高等学校
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 公募要領の交付に関する事項

- (1) 交付期間 令和 7 年(2025 年)11 月 28 日から令和 7 年(2025 年)12 月 12 日まで
- (2) 交付場所 〒059-1911 勇払郡安平町追分本町 7 丁目 8 番地 北海道追分高等学校
また、北海道追分高等学校のホームページ (<https://www.oiwake.hokkaido-c.ed.jp/>)
においてダウンロードすることができる。

5 提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 受付期限 令和7年(2025年)12月22日(月)～令和7年(2025年)12月26日(金)まで
- (2) 提出方法 3(1)イと同じ
- (3) 提出場所 3(1)ウと同じ

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「出店予定者」という。)を選定する。

8 教育財産使用許可申請

出店予定者は、別途財務会計法令の規定により教育財産使用許可申請を行うものとする。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道追分高等学校
- (2) 所 在 地 〒059-1911 勇払郡安平町追分本町7丁目8番地 北海道追分高等学校
- (3) 電話番号 (0145) 25-2555

10 その他

- (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び出店予定者名は、公表する。
- (3) 詳細は、公募要領による。